

## 外国人研究員（旧客員Ⅲ種）の職名及び選考に関する申合せ

平成18年7月19日学術経営委員会 承認  
平成19年2月 7日学術経営委員会 改正  
平成24年7月11日学術経営委員会 改正  
平成27年4月 8日学術経営委員会 改正

### 1. 職名

#### (1) 雇用扱い

滞在期間が連続して1ヶ月以上1年以内の場合、特任教員として雇用し、職名は特任教授、特任准教授又は特任助教（各系での使用実績の半分以上に限る。）とする。

#### (2) 出張扱い

1回の滞在期間が1ヶ月に満たないが、同一年度内に2回以上来日し、滞在期間の延べ日数が1ヶ月（30日）以上となる場合、研究科独自の称号を付与して出張扱いとする。

ただし、予算の10分の1以内に限ることとし、滞在期間の合計が年度内に1ヶ月（30日）以上にならない場合には、招聘に要した費用を専攻が責任を持って負担するものとする。

なお、付与する称号は研究科招聘教授、研究科招聘准教授又は研究科招聘助教とする。

### 2. 選考手続き

特任教員等選考手順の概要を準用するものとし、身分にかかわらず特任教授・特任准教授の選考と同様に行う。ただし、事前説明書および選考結果補足説明資料は省略できる。

なお、特任教授あるいは研究科招聘教授以外は、外国で常勤の職についていることを条件とする。

#### 附 則

この申合せは、平成27年4月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。